

幡多広域消費生活センターより

「1回だけのつもりが…」といった
トラブルが後を絶ちません

ホームページやSNSなどで「健康に良い」「ダイエット効果あり」「有名芸能人も使用」などと謳う広告を見て、通常価格より安い価格で商品を購入したところ、実際は定期購入が条件だったといったトラブルが後を絶ちません。

◆事例①

スマートフォンで動画サイトで、人気タレントの写真が掲載されたダイエットサプリの広告を見て、半額だったので代引きで申し込んだ。すぐに確認メールが来て定期購入とわかったので、解約したいと思ひ電話をしたが、「初回を受け取った後、最低2週間試して、解約は次回発送の10日前までに電話をするように」とアナウンスがあった。1回だけのつもりだったのですぐに解約したいが、どうすればよいか。

◆事例②

動画サイトを閲覧中「痩せる、先着100名様無料」という広告を見て試してみようと思ひ注文した。後日、商品が届き定期購入と

わかったが、いつでも解約可能とあったので、電話して解約したいと告げると、「初回での解約は、代金を支払ってもらう必要がある」と言われた。商品は開封してないので、すぐにでも返品したいと伝えたが応じてくれない。どうすればよいか。

◆アドバイス

1、申し込む前に、定期購入が条件になっていないか、契約条件をしっかりと確認しましょう。

定期購入になっている場合は、購入期間内に解約が可能か、また解約の申し出方法(電話やメール)など、契約内容や解約条件についても確認し、慎重に判断しましょう。

2、いったん契約をすると、自己都合で簡単に契約をやめることはできません。その場で契約せず、身近な人に相談するなど冷静になって考えましょう。また、契約をせかされて、安易にクレジット契約を締結したり、借金をしたりして高額な契約をしないようにしましょう。

3、不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや

市町村の窓口(消費者ホットライン「188」番で最寄りの消費生活センターなどにつながります)にご相談ください。(高知県立消費生活センター1地域見守り情報 第89号より)

※幡多広域消費生活センターでは、出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ

幡多広域消費生活センター
☎ 34-8805
☎ 34-8809
〒787-0012
四万十市右山五月町8番13号
(アピアさつき2階駐車場西側)
消費者ホットライン
☎ 188
(相談受付)月～金曜日(祝日および年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

預けて安心 自筆証書遺言書保管制度

法務局では、「自筆証書遺言書保管制度」に関する事務を取り扱っています。自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。

本制度を利用すると、遺言書の紛失、改ざんなどを防止できるほか、家庭裁判所の検認手続も不要となります。

ご自身の財産を大切な人へ確実に託す方法の一つとして、自筆証書遺言書を検討される際には、ぜひ本制度をご活用ください。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。お近くの法務局へお問い合わせください。

また、企業・各種団体・グループを対象として、本制度に関する「出張説明会」も実施していますので、ぜひお問い合わせください。

【法務局ホームページ】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji_03_00051.html
○お問い合わせ

高知地方法務局 供託課(出張説明会)
☎ 088-822-1333
高知地方法務局 四万十支局
☎ 34-1600